

## 益田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、益田市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として、広告を表示することを希望する法人その他の団体（以下「広告主」という。）から、広告が掲載されたカバーを取り付けた雑誌の提供を受ける益田市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、広告主の事業活動等を促進するとともに、図書館の新たな資料の確保による市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、本要綱で規定する要件を満たす者で図書館長の承認を得た広告主を「雑誌スポンサー」として承認し、当該雑誌スポンサーが自ら作成した広告を掲載した雑誌カバーを取り付けた雑誌を図書館に提供する方法により実施する。

### (承認申請の要件)

第3条 雑誌スポンサーの承認申請ができる広告主は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図が認められる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に該当又は類似する業種である者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する者
- (5) 賭博（競馬等公営競技及び宝くじ等公営くじを除く。）に関与する者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為に関与する者
- (7) 各種法令又は条例、規則等に違反している者
- (8) 本市の市税を滞納している者
- (9) 前各号のほか、図書館の公共性及び社会的信頼性に鑑み、適当でないと認められる者

### (承認申請)

第4条 雑誌スポンサーの承認を受けようとする広告主は、益田市立図書館雑誌スポンサー承認申請書（様式第1号）及び広告掲載承認申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して、図書館長に提出するものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の原案
- (2) 前号の広告の内容に係る広告主の事業活動等の概要が分かる書類
- (3) 事業活動等の拠点を有する市区町村における直近の納税証明書

(雑誌スポンサーの承認)

第5条 図書館長は、前条の申請を受けたときは、広告主が第3条の要件を満たすかを審査するものとする。

2 図書館長は、前項の審査により、広告主が要件を満たすものと認めるときは、当該広告主を雑誌スポンサーとして承認するとともに、益田市立図書館雑誌スポンサー承認決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 図書館長は、前項の決定に際し、次条第1項に規定する修正又は削除の指示に従うことを条件として付するものとする。

4 雑誌スポンサーの承認期間は、図書館長が承認を決定した日の属する月の翌月から同月の属する年度の3月31日までとする。

(広告の審査)

第6条 図書館長は、第5条第2項の規定により雑誌スポンサーの承認を受けた者について、第4条により提出された広告の原案の内容を審査し、次の各号を満たさないときは、当該雑誌スポンサーに対し修正又は削除を指示するものとする。

(1) 別表に掲げる規格に当てはまること。

(2) 各種法令又は条例、規則等に違反する内容を含まないこと。

(3) 図書館の公共性及び社会的信頼性を失うおそれのある内容を含まないこと。

2 図書館長は、前項各号の規定を満たす広告の原案について、これを承認し、当該広告に承認番号を付すこととする。

(雑誌の選定等)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から、図書館と協議して提供する雑誌を選定するものとする。

2 雑誌スポンサーは、選定した雑誌の購入費、配送料その他の全ての経費を負担するものとする。

3 同一の雑誌に複数の希望者があるときは、掲載承認の申請順に決定するものとする。

(掲載広告の追加及び広告内容の変更)

第8条 雑誌スポンサーは、新たな広告の掲載を希望するときは、第4条第1項に規定する広告掲載承認申請書に同項第1号及び第2号に規定する書類を添えて、図書館長に提出するものとする。

2 雑誌スポンサーは、掲載する広告の内容を変更したいときは、広告内容変更申請書(様式第4号)に変更後の広告の原案を添えて、図書館長に提出するものとする。

3 図書館長は、前2項による申請を受けたときは、速やかに承認の可否を審査するものとする。

4 前項の承認については、第6条の規定を準用し、新たな承認番号を付するものとする。

(雑誌提供の中止)

第9条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、あらかじめ

雑誌提供中止届（様式第5号）により図書館長に届け出なければならない。

（雑誌スポンサー承認の取消し）

第10条 図書館長は、雑誌スポンサーが次のいずれかに該当するときには、当該雑誌スポンサーの承認を取り消し、雑誌スポンサー承認取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 雑誌スポンサーが、市及び図書館の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるおそれのある行為を行ったと認められるとき。
- (2) 雑誌スポンサーが、社会的信用を著しく損なう行為を行っているとき。
- (3) 承認の事後において、雑誌スポンサーの申請行為に虚偽の内容が認められたとき。
- (4) 前各号のほか、図書館業務の運営上やむを得ない事由が生じたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年11月1日から施行する。